

元気いばら 商工業成長支援事業（令和4年度～6年度）

新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから経済活動の正常化に伴い、日本経済は今後回復に転じていくことが期待される中、本市の商工業の持続的な成長を実現すべく、地場企業の生産性を高めるとともに、新たな事業展開、成長戦略への取組を積極的に後押しすることで、稼ぐ力の向上を図る。

また、新規創業者への支援や新たな企業の誘致を進めるとともに、井原駅前から井原町の商店街を足掛かりに、市全体の賑わいや新たな雇用を創出し、支援機関や産業支援コーディネーターと一体となり、地域経済の成長発展を促進する。

稼ぐ力の向上支援(6事業)



① 資格取得事業補助金

〔目的〕

企業の人材育成として実施する資格取得を支援する

〔対象者〕

市内に事業所を有する中小企業者

〔対象経費〕

資格取得に係る受検料など

〔補助率・限度額〕

対象経費の2分の1以内

（限度額：1事業者1年度あたり20万円）



② 事業承継推進補助金

〔目的〕

企業の円滑な事業承継を促進する

〔対象者〕

市内に事業所を有する中小企業者

〔対象経費〕

事業承継に資する施設整備、土業等報酬、
販路開拓・広告宣伝、研修費

〔補助率・限度額〕

対象経費の3分の2以内(限度額：200万円)

奨励金（限度額：50万円）



③ 経営革新事業支援補助金

〔目的〕

承認を受けた経営革新計画に沿って取り組む事業
活動を支援する

〔対象者〕

市内の中小企業者又は中小企業者の団体

〔対象経費〕

承認を受けた経営革新計画の実施に必要な事業に
係る経費

〔補助率・限度額〕

対象経費の3分の1以内(限度額：300万円)



④ 先端設備等導入促進事業補助金

〔目的〕

市内産業の設備投資を加速させ、生産性の
向上及び競争力の強化を図る

〔対象者〕

市内に事業所を有する中小企業者

〔対象経費〕

先端設備等導入計画に基づく先端設備等の
導入経費

〔補助率・限度額〕

対象経費の3分の1以内(限度額：100万円)



⑤ 商工業借入資金利子補給金

〔目的〕

市内の中小企業者の利子負担を軽減する

〔対象者〕

株式会社日本政策金融公庫の行う小規模事業者経営改善資金融資制度又は本市による制度融資により借入を行った事業者

〔対象経費〕

利子（支払利息）

〔補助率・限度額〕

補給対象支払利息の2分の1以内で法定利率の2分の1を限度とする

（補給対象支払利息は借入金額のうち2,000万円を限度で補助期間は7年以内）



⑥ 産業支援・異業種連携促進事業

〔内容〕

市内企業が抱える経営課題の克服を実践的経験及び専門的知識を有する産業支援コーディネーターが支援するとともに、積極的な「攻めの経営」への転換を促進する。また、異業種連携を促進することにより新商品等の開発を後押しし、その販路の開拓についても支援を行う。

- (1) 企業訪問による経営、技術課題等のヒアリングから課題克服までをサポート
- (2) 企業が持つ成長戦略の具現化や大企業等の取引支援、既存商品等のブランディングや販路の開拓
- (3) 異業種連携による新商品開発及び販路開拓の促進



賑わいや新たな雇用の創出(6事業)



① 井原駅前通り等賑わい創出事業補助金

〔目的〕

店舗等を新規に出店する者を支援し、井原駅前から井原町の商店街までの賑わい創出や魅力の向上を図る

〔対象者〕

井原駅前広場及び対象路線に面する土地に、小売業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯業、理容業、美容業、浴場業、旅行業、映画館、劇場、興行場、スポーツ施設提供業を営む店舗を新たに設置し、3年以上継続して営業する者

〔対象経費〕

土地取得費、店舗の新設又は改装に係る設計費及び工事費、店舗と一体的な設備の取得経費

〔補助率・限度額〕

対象経費の3分の2以内

（補助限度額：1,000万円）



② 創業支援補助金

〔目的〕

市内での創業者を支援し、市内産業の振興、雇用の促進及び定住促進を図る

〔対象者〕

市内で起業する新規創業者で特定創業支援事業証明書の交付を受けた者（農業、林業、漁業、医療、福祉を除く全業種）

〔対象経費〕

- ① 事業所開設に要する経費
- ② 市場調査や販売促進等経営の安定に向けて行う経費

〔補助率・限度額〕

対象経費の2分の1以内

（補助限度額：200万円）



③企業立地促進奨励金

〔目的〕

市内での企業立地を促進し、産業の高度化及び雇用の機会を拡大を図る

〔対象者〕

市内に製造工場、物流施設又は研究所等を建設し、操業を開始した者

		製造工場	物流施設・研究所等
公的団地	面積	1,000㎡以上	
民有地	面積	3,000㎡以上	2,000㎡以上
	固定資産投資額	大企業 2億円以上 中小企業 1億円以上	
	新規常用雇用	大企業 30人以上 中小企業 10人以上	大企業 10人以上 中小企業 5人以上

〔対象経費〕

設備投資（家屋及び償却資産）及び土地取得に要する経費

〔補助率・限度額〕

家屋の固定資産評価額及び償却資産取得額の9%（民有地の場合は4.5%）

土地の固定資産評価額の3%（民有地の場合は1.5%）

補助限度額：公的団地5億円、民有地2億5千万円

※増設の場合は2分の1

⑤本社機能移転促進補助金

〔目的〕

市外から市内への本社機能移転を促進し、雇用機会の増大と地域の振興を図る

〔対象者〕

市内に本社機能を移転し、本社機能業務新規常用雇用者が2人以上である法人

〔補助率・限度額〕

本社機能業務新規常用雇用者1人につき50万円 ※補助限度額なし

④工業等振興条例奨励金

〔目的〕

市内での企業立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図る

〔対象者〕

市内に製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の事業所（延べ床面積500㎡以上）を建設する者であって、常用雇用者10人以上（増設の場合は従前の常用雇用者より20%以上かつ5人以上増加し15人以上であること、又は事業所の取得価額が2億円以上）である者

〔対象経費・補助率・限度額〕

①事業所設置奨励金：固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額3年間

②雇用奨励金：新規常用雇用者1人につき5万円（市外居住者は1万円）

③周辺整備促進助成金：事業所の周辺公共施設の整備に係る費用の2分の1以内（補助限度額：3,000万円）

⑥民間事業用地開発促進奨励金

〔目的〕

市内での企業用地の開発を促進し、企業誘致及び市内企業の事業拡大を図る

〔対象者〕

3,000㎡以上の事業用地を造成し、製造工場、物流施設、研究所等を建設する者（リース事業者が造成する場合も対象）であって、固定資産投資額が大企業の場合は2億円以上、中小企業の場合は1億円以上の者

〔対象経費〕

造成に係る費用

〔補助率・限度額〕

3,000㎡以上6,000㎡未満の場合：1,000万円

6,000㎡以上10,000㎡未満の場合：2,000万円

10,000㎡以上の場合：3,000万円

※ただし、造成工事費が奨励金額に満たない場合は造成工事費



関連事業

市内を訪れる観光客やビジネス客をはじめとする多様な宿泊ニーズに対応した宿泊施設（ホテル、旅館）の整備を促進することで、これまで通過型の目的地として近隣都市部に流れていた宿泊需要を市内に留め、交流人口の拡大はもとより、滞在時間の増加による地域活性化を図る。

○宿泊施設（ホテル・旅館）整備促進事業補助金

〔目的〕

多様な宿泊ニーズに対応したホテル・旅館の新設又は増築に対し支援する

〔対象施設〕

新設（新築、居抜き）又は増築する（部屋数を増やす）施設

〔対象者〕

新設又は増築する者で、3年以上継続して営業する者

〔対象経費〕

●新設 設計費・工事費及び土地取得費（合計額2,000万円以上）

●増築 設計費・工事費（合計1,000万円以上）

〔補助金額〕

●収容人員50人以上の場合
対象経費の1/5以内、補助限度額1億円

●収容人員50人未満の場合
対象経費の1/5以内、補助限度額5,000万円

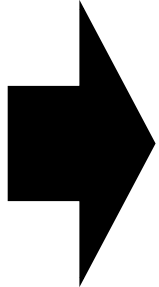
〔その他〕

●新設の場合、土地及び建物の固定資産税に相当する額（3年間）



【主な変更点】

令和3年度 経済・雇用対策事業 12事業
①人材育成支援事業補助金 (事業承継推進補助金)
②経営革新事業支援補助金
③先端設備等導入促進事業補助金
④元気応援商工業借入資金利子補給金 (産業支援コーディネート事業) (異業種連携促進事業)
⑤井原駅前通り等賑わい創出事業補助金
⑥創業支援補助金 (企業立地促進奨励金) (工業等振興条例奨励金)
⑦本社機能移転促進補助金
⑧民間事業用地開発促進奨励金
⑨産業財産権取得事業補助金
⑩元気応援商工業借入資金信用保証料補助金
⑪ホテル・旅館誘致等促進事業補助金
⑫店舗改装補助金



令和4年度 元気いばら 商工業成長支援 12事業	変更点等
①資格取得事業補助金	稼ぐ力の向上支援(6事業) <ul style="list-style-type: none"> 対象を資格取得経費に限定し、名称を変更 補助限度額の変更 (300千円/年度→200千円/年度) 既存事業を「元気いばら商工業成長支援事業」として整理
②事業承継推進補助金	
③経営革新事業支援補助金	
④先端設備等導入促進事業補助金	
⑤商工業借入資金利子補給金	
⑥産業支援・異業種連携促進事業	
⑦井原駅前通り等賑わい創出事業補助金	賑わいや新たな雇用の創出(6事業) <ul style="list-style-type: none"> 対象業種の拡大 補助率の変更(1/2以内→2/3以内) 補助限度額の変更(30,000千円→10,000千円) 対象業種の拡大 経費の下限を設定 既存事業を「元気いばら商工業成長支援事業」として整理 既存事業を「元気いばら商工業成長支援事業」として整理 対象要件の緩和(新規常用雇用者5人以上→2人以上) 補助額の変更 (新規常用雇用者1,000千円/人→500千円/人) 対象者の拡大 対象要件に固定資産投資額を追加
⑧創業支援補助金	
⑨企業立地促進奨励金	
⑩工業等振興条例奨励金	
⑪本社機能移転促進補助金	
⑫民間事業用地開発促進奨励金	
【廃止】	
【廃止】	
【廃止】 ※宿泊施設(ホテル・旅館)整備促進事業補助金を別途創設	
【廃止】	